

納税は住み良いまちづくりの第一歩です

『真珠のようにきらり輝く鳥羽』を実現するための大切な財源である市税の種類やくらしと税のつながりなどについてお知らせします。

税務課 管理収納係 ☎(25) 1132
特別滞納整理係 ☎(25) 1136



くらしと税のつながり

私たちのくらしは、市や県からさまざまな公共サービスの提供を受けています。身近な例では、学校・道路・上下水道・公園などの公共施設の整備や、教育・福祉・環境・消防(救急)などの公共サービスがあります。

これらの公共施設の整備や公共サービスは、市民生活の基盤や地域社会の環境整備を行うためのものであり、私たちが安心して豊かに暮らしていくためにはなくてはならないものです。この、あたり前だと思っていることが、実は税金によってまかなわれているのです。

このように税は、私たち市民が社会の一員として暮らしていくための貴重な財源と

夜間納税相談

なっています。

けがや病気、失業など、やむを得ない事情により、一時的に納めることができない場合は、納税計画を確実に守っていたかどうかを条件に、法律の範囲内で納期を延ばしたり、分割して納付することができま。

また、昼間に納税や納付相談ができないかたのために、月曜日(祝日、年末年始を除く)の午後9時まで、市民文化会館2階・税務課窓口にて夜間納税相談をお受けすることが出来ます。希望されるかたは、事前に申し込んでください。

※主な市税の種類と納期限は、一覧表のとおりです。

平成28年度 市税納期一覧表

税目	税の内容	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
市県民税	当該年度の1月1日現在に、鳥羽市内に住所を有する個人に賦課されます(1月2日以降に鳥羽市から転出されても、その年度の市県民税は鳥羽市に納めていただくことになります)	6月30日	8月31日	10月31日	平成29年1月31日				
固定資産税 都市計画税	当該年度の1月1日現在に、鳥羽市内に所在する土地、家屋および償却資産の所有者に賦課されます。	5月2日	8月1日	12月26日	平成29年2月28日				
軽自動車税	市内を主たる定置場所とする原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車および二輪の小型自動車に対し、当該年度の4月1日現在の所有者に賦課されます。	5月31日							
国民健康保険税	国民健康保険に加入されている世帯主および世帯内に被保険者のある世帯主に対して賦課されるものです。	6月30日	8月1日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	平成29年1月31日	平成29年2月28日